

静岡県告示第178号

静岡県地域総合整備資金貸付要綱（平成4年静岡県告示第861号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。</p> <p>3 <u>平成35年3月31日</u>までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 <u>令和3年3月31日</u>までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。</p> <p>3 <u>令和5年3月31日</u>までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」とする。</p>

と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に、「平成 年度」を「 年度」に、  
「 法人名 」を  
「 法人名 」を

(注) 以下の項目についても記載すること。  
責任者 職・氏名

「

所属名	
-----	--

」を

「

所属名	
職名	

」に改める。

様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第6号中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に改め、同様式に次のように加える。

(注) 以下の項目についても記載すること。  
責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

#### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。